

官報 号外

平成二十九年三月二十九日

○第百九十三回 参議院会議録第十一号

平成二十九年三月二十九日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十一号

平成二十九年三月二十九日

午前十時 本会議

第一 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(伊達忠一君) これより会議を開きます。

日程第一 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本案について提出者の趣旨説明を求めます。文部科学大臣松野博一君。

(国務大臣松野博一君登壇、拍手)

○国務大臣(松野博一君) 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

政府においては、教育基本法に定められている教育の機会均等の確保の重要性を踏まえ、意欲と能力のある若者が経済的理由により大学等への進学を断念することがないよう、教育費負担の軽減に一層取り組んでいく必要があります。

この法律案は、このような観点から、大学等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、特に優れた学生等であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものとされた者に対して学資を支給する業務を独立行政法人日本学生支援機構の業務に追加すること等について所要の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、独立行政法人日本学生支援機構の目的及び業務に学資の支給を追加するものであります。

第二に、独立行政法人日本学生支援機構は、特に優れた学生等であつて経済的理由により修学に極めて困難があるものと認定された者に対して学資を支給することとするものであります。

第三に、独立行政法人日本学生支援機構に、学資の支給の業務に要する費用に充てるため、学資支給基金を設けることとするものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしたしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

(拍手)
○議長(伊達忠一君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。斎藤嘉隆君。

(斎藤嘉隆君登壇、拍手)

○斎藤嘉隆君 民進党・新緑風会の斎藤嘉隆でございます。

会派を代表して、ただいま議題となりました日本学生支援機構法改正案について質問をいたします。

まず、冒頭、那須町で雪崩被害に遭い、高校生ら八名が亡くなり、四十名がけがをするという痛ましい事故がありました。事故に遭われた皆様、御家族に心からのお悔やみとお見舞いを申し上げます。

それでは、まず、学校法人森友学園をめぐる問題についてお尋ねをいたします。

先日、証人喚問で、籠池泰典氏は、安倍昭恵総理夫人との金銭のやり取りや、同夫人と国有地の売買予約付定期借地契約に関する相談を行っていたと証言をしました。夫人付きの内閣官房職員から送られたファクスの内容も公開され、財務省職員へ問合せを行った上で回答したことが明確となりました。夫人付きの職員が、籠池氏から直接陳情を受け、夫人に相談もなく独断で財務省に問合せを行い、籠池氏に回答することなど通常はあり得ません。事実、ファクスには総理夫人に報告済みとの記述もあります。夫人による本件への関与があったことは明らかです。

これまで総理は、総理夫人は森友学園の土地の取扱いは一切関与をしていないと明言をしてきましたが、その見解は今でも変わりませんか。官房長官にお聞きします。

国政調査の有力な手段である証人喚問では虚偽の答弁をすることは許されません。したがって、証人喚問での証人の発言は極めて重いものと受け止める必要があります。それでは、証人喚問を行う意味がありません。百万円の授受の問題について、籠池氏の証人喚問での証言と総理夫人のSNSでの発言とで内容が大きく異なっています。

官房長官は会見において、喚問における籠池氏の証言の多くを否定しておられますが、それを明らかにするために、総理夫人を国会に呼び出し、籠池氏と同じく証人喚問を行う必要があるのではないのでしょうか。官房長官の見解を求めます。

それでは、法案の内容について伺いをいたします。

二十年前には僅か二〇％だった大学生奨学金利用者は、今や約百八十万、半数以上の大学生が何らかの奨学金を受けています。私は、初当選以来、学ぶ意思ある学生が経済的な環境にかかわらず学ぶ機会を得るため、大学生等に対する公的給付型奨学金制度の必要性を訴えてまいりました。

しかし、我が国は、大学の学費が有償でありながら給付制度が存在しない唯一の先進国、学ぶ若者に対して世界一冷淡な先進国、こういう指摘を受けながらも、現在まで導入には至りませんでした。このことは、教育は親や家族、自己の責任であるという考えの下、長らく教育分野への投資拡大を怠ってきた自民党政権の責によるところが大きいとあえて指摘をさせていただきます。

このような中、大きな世論に動かされて給付型奨学金の創設にかじを切ったことは率直に評価をしたいと思います。しかし、本法案の内容を見ると、支給対象者や支給額が絞り込まれ、規模的に、ただ制度として給付型奨学金を導入したという実績づくりにしかならず、学費等の高騰に悩む多くの学生たちや進学を断念せざるを得ない若者たちの生活実態を反映したものとは言えません。

今回の制度設計では、学生に月二万円から四万円を支給し、来年度の先行実施に必要な予算額は約十五億円となっています。学生生活調査を見ても分かるように、家庭からの支援やアルバイト収入などを加味しても、なお追加必要額に達しない今回の支給額となっています。大阪の学校法人に對しては国有地をただ同然で払い下げる政府が、学生の学びに對する支援には厳しくせよと受け

止められても仕方ありません。支給額や来年度の実施規模について率直にどのようにお考えか、文部科学大臣の答弁を求めます。

また、給付型奨学金と授業料減免を併用する場合の減額調整、つまり、国立大学進学者が授業料減免を受けると給付金が減少するという措置がとられます。これでは奨学金給付の意味が何一つありません。学生の無力感が広がるだけです。この件について再考するおつもりはないか、文部科学大臣の答弁を求めます。

制度改正により本格実施となる二〇一八年度以降、約二万人が給付型奨学金の対象となります。

しかし、制度の対象となる児童養護施設退所者、里親出身者は高校の一年生当たり約二千人、生活保護世帯一万五千人、住民税非課税世帯十四万二千人、合計で十五万九千人です。そのうち大学進学者が六・一万人と推計されており、給付の対象者はその三分の一にすぎません。同じ境遇であっても、給付を受けることができる学生とそうでない学生に二分されることとなります。二万人への給付を、まずは早い段階で六万人規模に拡充していくことが必要だと考えますが、対象拡大についての考えを文部科学大臣に伺います。

また、全国五千校ほどの高校に各校一人ずつの枠を配分し、残りの人数分を各学校の非課税世帯の奨学金貸与者数を基に配分する方式を取ると聞いています。給付型の受給者推薦はあくまでも各高校が行うシステムです。各高校では、非課税世帯で同じような成績の生徒が多数いても、給付を受ける生徒を選ばなければならない事態が生じます。説明責任が求められる、様々な困難が予想される高校の現場にどのようなガイドラインを示すのでしょうか。文部科学大臣にお伺いをします。

二〇〇〇年代に入り、貸与型奨学金の利用者が年々増加している理由は大きく二つあると考えています。一つは国立大学も含め大学授業料が急激に値上がりしたこと、もう一つは親の所得が大幅に減少していることです。

一九六九年に年額一万二千元であった国立大学の授業料は、二〇一六年には標準額五十三万八千円と四十五倍になりました。世帯収入を見ても、ピーク時の一九九四年六百六十四万円から二〇一五年は五百四十一万円と、百二十万円以上減少しています。相次ぐ規制改革により正社員が減少し、非正規雇用者が増え、年功序列型賃金の体系も大きく崩れました。子供が大学生になる頃には賃金も上がるという平均的勤労者モデルが崩壊し、子供の学費を工面できない家庭が増え、その分が奨学金貸与者の増につながっていることは明らかです。

二〇〇〇年には一人の学生に対する家庭からの経済的支援は年間百五十六万円でした。二〇一四年には百九十九万円と、三十七万円減少しています。反面、奨学金貸与額は二〇〇〇年の平均十八万円から四十万円と、二十二万円増加をしています。家庭からの支援の減少を奨学金の増では賄いきれない状況が生まれています。もはや、一部の裕福な家庭を除いて、親や保護者が学費を用意できる時代は終わったのです。

現在の社会状況から学生を取り巻く現状をどのように捉え、今後の教育費負担の在り方についてどのような構えで政策立案に向かう考えであるのか、文部科学大臣に伺います。

今回の法改正による奨学金給付は、あくまでも新たに進学する学生のみを対象としたものです。既に奨学金の貸与を受けている学生たちや返還中の者にとつてのメリットはありません。今貸与を受けている学生も、大きな借金を背負う自らの将来に不安を覚えていることに変わりはありません。既に貸与を受けている、あるいは返還中である者に対して、有利子から無利子へ、あるいは貸与から給付への転換、猶予期限の延長などの具体的な手だてを講じる考えはないのか、文科大臣に伺います。

二〇一四年に縮減されたとはいえ、延滞金賦課率は現在五%となっています。返したくても返す

ことができない返還者に対して重いペナルティーを科すことは問題です。さらに、二〇一四年三月までの延滞分に対しては依然として一〇%の延滞料が課されています。延滞金の賦課率の引下げや、延滞率五%の二〇一三年度までの返還分に対する適用について拡充するおつもりはないのか、文部科学大臣に伺います。

民主党政権時代に導入を定めた所得連動返済型奨学金制度も四月からは新しい制度としてリニューアルされます。所得によつて最低二千元の返済でも認められる制度で、一定の効果があると考えています。逆に、収入がゼロでも二千元の返済を求められることとなります。また、制度の対象は無利子貸与に限られ、有利子貸与は対象にはなりません。所得連動返済型奨学金制度の更なる改善、拡充について、文部科学大臣のお考えをお聞きます。

夫婦で奨学金を返還している事例も多く見受けられます。ある二十代後半の御夫婦のお話を聞きました。二人合わせて約一千万円の返還が残っており、毎月五万円以上の返還を続けても、完済までに十五年ほどが必要です。完済時には二人とも四十歳を超える年齢となっています。現在の最大の悩みは出産と子育てです。ある程度返還のめどが立つてから出産を考えておられますが、一人目の出産時期が遅れることによつて希望する二人目の出産がかなわない、そのような心配をしているのも事実です。

奨学金貸与を受けた学部生が四年制大学をストレートに卒業したとすると、二十三歳の十月から返済が始まります。返済期間は、貸与額によつて変わりますが、十三年から二十年、完済が三十六歳から四十三歳というのが一般的です。結婚、出産の時期とまさに重なって、子育て費用がかさむ時期に奨学金返還という新たな負担がのしかかっているのです。

奨学金事業が我が国の少子化の進展に拍車を掛けているのではないかの思いを持っています。

子供を産み育てやすい社会の創造と相矛盾するこの奨学金事業の現状について、早急な改革が必要だと考えますが、文科大臣の見解を求めます。

奨学金の予約採用は、高校三年生の一学期に行われることが通例です。説明会に出るのは高校生ですが、奨学金の利用や貸与額について決定するのは親、保護者である場合が一般的です。また、大学進学後も、奨学金が振り込まれる口座を管理するのは親や保護者であるケースが多いと聞きます。奨学金を借りているという実感が乏しく、制度を周知していない学生が多い理由の一つとなっています。労働協の調査によると、延滞に五%の延滞金が賦課されることを知らない利用者は七七%、返済期限を猶予する制度があることを知らない利用者は六〇%に上ります。

日本学生支援機構は、本人、保護者、高校の教員などに制度の分かりやすい説明と情報提供、相談窓口の充実などを図る義務があります。しかし、機構で奨学金事業を担っている正規職員は六割強。非常勤や派遣職員が多く、電話相談も外部に委託されている状況と聞いています。今回の法改正で、機構の職員の負担は更に増加します。制度の専門家である機構の職員体制充実について、文部科学大臣の認識を伺います。

私たち民進党は、教育は未来への先行投資であり、教育の無償化こそが教育の機会均等の実現、経済的な格差の是正、子供たちに夢と希望をもたらすものだと考えています。就学前から高等教育までの各教育段階における授業料の無償化、学校給食や学用品などの就学に関する負担の軽減など、教育を通じた人への投資を広げていくための政策や法整備を進めたいと考えています。

政権時には、高校無償化の導入、小学校一、二年生における少人数学級の実現、大学授業料の減免などを進めるとともに、国際人権規約の中等・高等教育の漸進的無償化条項に付してきた留保を撤回するなど着実に施策を実行してきました。子供たちは自ら生まれ育つ環境を選ぶことはできま

せん。経済格差による教育格差の拡大を危惧する声が大きくなっています。どのような環境にあろうとも意思あれば道が通ずる状況を提供することは、大人の、そして政治の責務です。

就学前教育や高等教育の無償化、その負担軽減などを通して、全ての子供たちがフェアな環境の中でチャンスを与えられる社会をつくることが日本の目指すべき道であることを強く申し上げ、私の代表質問を終わります。

（拍手）

〔国務大臣松野博一 君登壇、拍手〕

○国務大臣〔松野博一 君〕 斎藤議員から十の質問がありました。

初めに、給付型奨学金の支給額と先行実施の規模についてお尋ねがありました。

給付型奨学金の支給額については、学生生活費の実態を踏まえ、国公立といった進学先や自宅、自宅外といった通学形態の違い、また対象とならない世帯との公平性等を考慮の上、月額二万円から四万円と設定しております。加えて、児童養護施設の退所者など社会的養護が必要な学生については、入学金相当額として二十四万円の一時金を追加給付することとしています。

平成二十九年度については、経済的理由により進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しする観点から、住民税非課税世帯の学生であつて特に経済的な負担が重い私立自宅外生と社会的養護を必要とする学生、約二千八百人を対象に先行実施することとしています。新たに創設する給付型奨学金と併せて来年度より大幅に拡充する無利子奨学金を活用いただくことにより、住民税非課税世帯の子供であつてもおむね必要な学生生活費を賄うことができる試算しており、大きな進学の後押し効果があると考えています。

次に、国立大学進学者における給付型奨学金と授業料免除を併用する場合の減額調整についてのお尋ねがありました。

高等教育における教育費負担の軽減について

は、従来から奨学金制度のほか授業料免除などの各種支援方策を組み合わせてながら総合的に施策を講じてきたところです。国立大学においては、国費によつて授業料減免制度が整備されており、授業料免除の対象となる学生に対しては既に給付的支援が行われております。

このことから、私立大学に通う方との公平性の観点も踏まえ、国立大学において授業料免除を受けた学生については給付型奨学金の支給額を調整することを検討しています。その上で、給付型奨学金の対象者が国立大学に進学した場合には授業料の全額免除を行う取扱いとし、そのことが進学前の段階であらかじめ見えてくるようにすることで進学の後押しを図ってまいります。

次に、対象規模の拡大についてお尋ねがありました。

今回の給付型奨学金については、貸与型の奨学金以上に説明責任が求められるものであることから、給付型奨学金を支給するにふさわしい学生を対象にするという観点から、無利子奨学金よりも高い学力・資質基準を課すこととし、一学年二万人を対象としております。まずは制度を安定的に運用し、定着を図ることで進学の後押し効果を十分に発揮することが重要であります。引き続き、高等教育の負担軽減については必要な財源を確保しつつ、しっかりと取り組んでまいります。

次に、給付型奨学金の推薦に関するガイドラインについてお尋ねがありました。

給付型奨学金の推薦は、各学校において、当該学校における様々な学習活動の成果を踏まえて行われることとなります。このため、各学校においてはそれぞれの教育目標を踏まえた推薦の基準を定めていただくこととしています。その指針としてのガイドラインの内容については、各学校において、奨学生としてふさわしい者の推薦が円滑に行われるよう、推薦基準の策定等に関する基本的な考えを示すことを検討しております。

文部科学省の検討チームの議論のまとめでは、

推薦基準のうち学力及び資質に関するものについて示しており、各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者、教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、各学校の教育目標に照らしておむね満足できる学習成績を収めている者を掲げております。今後、議論のまとめや本国会での審議等を踏まえ、学校現場で推薦業務が円滑に行われるよう、ガイドラインの作成を行ってまいります。

次に、学生を取り巻く現状と今後の教育費負担軽減の在り方についてお尋ねがありました。

高等教育段階における教育費負担が一部の学生にとつて大きな負担となつていくという課題があることは認識しております。このため、平成二十九年度予算において、誰もが希望すれば進学できる環境を整えるため、給付型奨学金の創設に加えて、授業料減免や奨学金制度をより一層充実することとしております。今後とも、教育費の負担軽減を進めるべく、必要な財源を確保しつつ、しっかりと取り組んでまいります。

次に、既に貸与を受けている者や返還中の者への救済措置についてお尋ねがありました。

様々な事情により、卒業後厳しい経済状況に置かれ、奨学金の返還が困難な方に対しては、従来から返還期限猶予制度や減額返還制度により対応してまいります。

返還期限猶予制度は、卒業後の本人の年収が三百万円以下の場合、申請により返還を猶予しております。平成二十六年年度には猶予の年数制限を従来の五年から十年に延長する制度の改正を行ったところです。また、このうち奨学金申請時に家計支持者の年収が三百万円以下の学生に対しては無期限に猶予を可能としているところです。さらに、既に返還を開始している方について、減額返還制度を拡充することにより負担の軽減を図ることとし、返還月額を二分の一から例えば三分の一に減額することを検討しております。

奨学金の返還については、まずは平成二十六年

度に猶予制限年数を十年にしたことの効果や、来年度から導入する所得連動返還型奨学金制度の効果、さらには減額返還制度を拡充することの効果などを十分に把握、検証してまいりたいと考えています。

次に、延滞金の賦課率についてのお尋ねがありました。

延滞金については、期日どおりに返還するように促すこと、また、期日どおりに返還している者との公平性から課しているものですが、経済的に困難な返還者の負担を軽減するため、平成二十六年四月以降に発生する延滞金の賦課率を一〇%から五%へ引き下げたところです。また、平成二十六年四月より前に発生した延滞金については、賦課率を五%に引き下げることに伴って、既に一〇%の賦課率で延滞金を支払った返還者との公平性の観点から困難であると考えます。

奨学金の返還に際しては長期にわたつて延滞に陥らないことが重要であり、延滞初期段階での返還促進や返還困難時の救済措置の案内により、延滞の防止、解消に努めてまいりたいと考えています。

次に、所得連動返還型制度の改善、拡充についてお尋ねがありました。

新たな所得連動返還型奨学金制度は、卒業後の所得に連動して返還月額が決定されることによつて、所得が低い状況でも無理なく返還することを実現とする制度であり、平成二十九年度進学者から導入するものです。例えば国立大学自宅生では、貸与月額が五万四千円であり、その場合の返還月額は定額で一万四千四百円となりますが、所得が低い場合には最低で二千元という返還月額となり、大幅に負担が軽減されることとなります。

本制度の有利子奨学金への導入については、返還者の所得が低く返還月額が低額となる場合、利息の支払が増大し、返還が非常に長期にわたるといった課題が想定されます。このため、まずは無利子奨学金での運用状況を見つつ、有利子奨学金

への導入についても同時並行的に課題を分析するといった検討を開始するなど、取組を進めてまいりたいと考えています。

次に、少子化への対応のための奨学金事業の改革についてお尋ねがありました。

将来を担う子供たちは日本の宝であり、教育費の負担軽減を始めとする若者世代への支援を積極的に進めていくことが重要であると考えております。このため、文部科学省では、平成二十九年予算において、大学等奨学金事業の充実のほか、幼児教育無償化に向けた取組の段階的推進、高校生等奨学金給付金の充実、大学等における授業料減免の充実等の教育費負担軽減のために必要な経費を盛り込んでいます。

特に奨学金事業については、来年度から、無利子奨学金の低所得世帯の子供たちに係る成績基準の実質的撤廃や残存適格者の解消、所得連動返還型制度の導入に加え、我が国初の給付型奨学金制度を創設するなど、制度全体にわたる抜本的な拡充を図ることとしております。これらの施策を通じて、家庭の教育費負担の軽減を図り、少子化対策にも寄与してまいりたいと考えております。

最後に、機構の職員体制充実についてのお尋ねであります。日本学生支援機構の体制については、給付型奨学金を含む新たな奨学金制度を円滑に実施できるよう、平成二十九年予算において必要な経費を計上いたしました。

具体的には、日本学生支援機構において業務を行う職員を増員し、新しい制度に対応する担当者や配置するとともに、システムの改修等、必要な基盤を整備することとしております。必要な業務を十分に行えるよう、日本学生支援機構の職員体制の充実にも努めてまいります。(拍手)

〔国務大臣菅義偉君登壇、拍手〕
○国務大臣(菅義偉君) 森友学園の土地の取扱いについて、総理夫人の関与及び証人喚問についてお尋ねがありました。

御指摘のファクスでは、籠池氏側から、総理夫

人ではなく夫人付きに対して書面が送られ、夫人付きが財務省に問合せを行い、その結果として自ら作成したものではないとされています。そこで籠池氏側からの要望に沿うことはできないとごときつぱりお断りをしており、ゼロ回答であつて、そんなくしいないことは明らかであります。また、内容についても、法令や契約に基づく一般的な対応を説明したものであり、このように土地の取扱いについては総理夫人が関与していないことは明らかであると考えております。

本件については、政府も総理も国会において何度でも丁寧に説明を行っているところでありますし、総理夫人の行為は土地の取引とは関係なく、そもそも犯罪や違法性がある行為でもないこと承知しております。したがって、総理夫人の証人喚問の必要はないと考えます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 三浦信祐君。

三浦信祐君登壇、拍手

○三浦信祐君 公明党の三浦信祐です。

私は、自民・公明を代表し、ただいま議題となりました日本学生支援機構法の一部を改正する法律案について質問いたします。

まず冒頭、栃木県で発生した雪崩事故でお亡くなりになられた方々、御家族にお悔やみを申し上げるとともに、負傷された方々にお見舞いを申し上げます。

政府におかれましては、原因究明と早急な再発防止策を強く求めます。

それでは、質問に入ります。

安倍総理は、本年一月二十日の施政方針演説にて、子供たちがそれぞれの夢を追いかけられるためには、高等教育もまた、全ての国民に真に開かれたものでなければなりません、その上で、どんなに貧しい家庭で育つても、夢をかなえることができる、そのためには、誰もが希望すれば高校にも専修学校、大学にも進学できる環境を整えなければなりませんと述べられました。そして、返済不要

の給付型奨学金制度の創設を明言されました。

公明党は、約半世紀前の義務教育の教科書無償化実現に始まり、今日まで、奨学金制度の拡充など教育の機会均等を実現するための施策に取り組みしてきました。また、長年にわたって給付型奨学金制度の導入を訴え続けてまいりました。

今回、要件を満たしていても予算の関係で借りられない無利子奨学金の残存適格者の解消、成績要件の事実上の撤廃とともに、本法案が成立しますと、日本初の給付型奨学金制度が実現することになります。経済的理由によって進学を断念することがない社会の実現に近づいたための大切な法案であり、高く評価いたします。

そこで、給付型奨学金の創設を含め、奨学金制度の充実がもたらす意義とその効果について、松野文部科学大臣の見解をお伺いいたします。

給付型奨学金制度の支給対象者について伺います。

平成二十七年の文科省学校基本調査では、全世帯の大学等への進学率は七三・二％であるのに対し、平成二十六年厚生労働省調査による児童養護施設出身者の進学率は二二・六％と著しく低くなっています。生活困窮状態が進学率への影響を及ぼし、進学の夢を持つことがはばかられてきました。総理の宣言を実現するためにも、本当に支援を必要としている人に手厚くすべきと考えます。制度上では、社会的養護を必要とする学生に対し特別な配慮をするとしております。給付対象者をどのような考えに基づき選び、どう配慮をするのでしょうか。また、制度上、どう担保されているのでしょうか。お聞かせください。

次に、高校卒業程度認定試験合格者及び既卒者の給付型奨学金の採用について伺います。

高校卒業程度認定試験は、様々な事情で高校等を卒業していない方が高等学校卒業者と同等以上の学力があるかどうかを文科省が認定する試験です。平成二十八年度は約二万五千人が受験して、約九千人が合格し、大学など高等教育機関への受

験資格が得られています。

今回の給付型奨学金は、高校等からの学校推薦により選考された方を対象としています。しかし、本試験合格者は、給付型奨学金受給対象であつても推薦が得られません。高校を卒業した既卒者の方も、給付型奨学金受給対象の条件に該当する厳しい経済状況下で受験に挑戦している方もおられると思います。厳しい中で頑張っている方に進学機会の後押しとして本法案があるならば、高卒認定試験合格者及び既卒者についても給付型奨学金の選考対象とすべきだと考えますが、松野大臣、いかがでしょうか。

奨学金返還について伺います。

現行の定額返還型制度では、返還の過程で所得が減少している場合、負担感は考慮されておられません。毎月固定の返還額が生活を圧迫することで返還に苦慮し、ひいては滞納へと陥ってしまうことが見られます。

今回、現行制度に加えて、時の経済状況によって低賃金や不安定雇用などのとき、資格試験受験や学び直し等、新たな挑戦のときにおいて収入が低い場合に対応する所得連動返還型奨学金制度の導入を検討されております。セーフティーネットとして大変評価すべき制度だと思えます。本制度のメリットについて伺います。

一方、所得が低い場合、返済期間が長期化し、連帯保証人の返還能力が担保されないことが想定されるため、本制度では全員が機関保証に加入することを義務付けています。現行の機関保証制度では〇・六九三％と保証料率が高く、在学期間中の奨学金から保証料が引き去られるため、学生生活が圧迫されているのが現状です。今後、所得連動返還型奨学金を選択した生徒が増えた場合、保証料収入は増大が見込まれ、保証料率を低減することは可能だと考えます。松野大臣の見解を伺います。

所得連動返還型奨学金は、来年度新規採用の貸与者からとされており、現在、返還を開始してい

る既卒者の方には恩恵が及びません。経済的理由でやむを得ず返還が困難になっている方もおられるため、既卒者への拡充が期待されます。一方、今回、既卒者対象の減額返還制度の拡充が盛り込まれております。本制度の意義について伺います。

奨学金は、基本的に学資として貸与され、授業料等の学業に充てられています。親からの仕送りなどが期待できない学生の多くはアルバイトにて生計を立てています。しかし、いわゆるブラック企業では、雇用弱者となる学生が劣悪な労働環境の中で不当なアルバイトを強いられるとの報告が多数あります。その結果、本来の学生の身分である学業に影響を及ぼしているとの実態も明らかになりつつあります。

過重労働やパワハラなどにより、精神的に追い詰められ、ブラックバイトであると判断できなくなっている場合もあります。高校や大学において、アルバイト環境についての相談、対応支援体制の強化が望まれます。と同時に、労働についての基本的な知識があることで防げる場合は数多いと思います。労働法に関する知識が少ないことに付け込み、法令違反が疑われる賃金未払や労働契約の未提示などの事案を防ぐため、高校や大学等において、労働法や過去のブラックバイトの事例と解決方法を含めた労働教育を学生及び教職員関係者に推進すべきと考えますが、松野大臣、いかがでしょうか。

最後に、奨学金制度の周知について伺います。高校生が進学を希望し、判断するのは、高校三年生では遅い場合も多いと思います。高校入学後の早い時期に、進学希望が就職希望かによるコース分け、文系か理系かの選択など、将来進路の選択、判断が求められるのが現状です。本制度の情報提供は、進学の気持ちをつくる、経済的な理由により諦めない契機になると期待できます。奨学金の制度周知と徹底の仕方、時期はどう考えるか、松野大臣に伺います。

本法律案が可決することで、奨学金は貸与型のみからの脱却が図られます。教育への投資が未来への投資です。誰もが経済的理由により進学を断念することのない社会づくりのために邁進することをお誓いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣松野博一君登壇、拍手)

○国務大臣(松野博一君) 三浦議員から七つの質問がありました。

初めに、給付型奨学金の創設を含む奨学金制度の充実の意義と効果についてお尋ねがありました。

文部科学省では、これまで貸与型の奨学金の拡充により大学等進学者の経済的負担の軽減に努めてきましたが、今般、誰もが希望すれば進学できる環境を整えるため、給付型奨学金の創設を含む奨学金制度の抜本的拡充を図ることいたしました。給付型奨学金制度は、意欲と能力がありながら経済的理由により進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しするため、我が国として初めて返還不要の給付型の奨学金として創設しようとするものであります。

また、無利子奨学金については、住民税非課税世帯の子供たちに係る成績基準を実質的に撤廃するとともに、基準を満たしながら予算上の制約により貸与を受けられなかった残存適格者を解消し、必要とする全ての学生が奨学金を受けられるようにしてまいります。さらに、返還負担を大幅に軽減する所得連動返還型奨学金制度も来年度から導入することとしております。こうした一連の施策を進めることで、経済的に困難な状況にある子供の大学等への進学を大きく後押ししてまいります。

次に、社会的養護を必要とする学生についてお尋ねがありました。

社会的養護を必要とする生徒に関しては、進学後に個人が置かれる経済的状況が厳しいのはもちろん、親族などの頼ることができる者が不在である

など、特に厳しい状況に置かれることとなります。このため、これらの生徒については、一定の学力・資質要件を満たしていれば高等学校からの推薦を受けられるようにするとともに、支給の額を定める政令において入学金相当額の費用として二十四万円を追加給付することを規定することとしております。

次に、高等学校卒業程度認定試験の合格者や既卒者も給付型奨学金の選考対象となるのかについてお尋ねがありました。

文部科学省としては、高等学校卒業程度認定試験の合格者や、一定の要件は付されますが既に高等学校を卒業された方に対しても、経済的な理由で大学等への進学を断念することがないよう、給付型奨学金の選考の対象とすることを予定しています。

具体的な手続としては、貸与型奨学金と同様、高等学校卒業程度認定試験の合格者又は出願者については、直接、日本学生支援機構に申込みができることとし、また、既に卒業された方については、高校卒業後二年以内であれば各高校に対して申込みができることとする予定です。

次に、新たな所得連動返還型奨学金制度についてお尋ねがありました。

新たな所得連動返還型奨学金制度は、卒業後の所得に連動して返還月額が決定されることによつて、所得が低い状況でも無理なく返還することをお可能とする制度であり、平成二十九年年度進学者から導入するものです。

例えば、私立大学自宅生では貸与月額が五万四千円であり、その場合の返還月額は定額で一万四千四百円となりますが、所得が低い場合には最低で二万円という返還月額となり、大幅に負担が軽減されることとなります。これにより、将来の奨学金の返還について極力不安を取り除き、意欲と能力を有する者の高等教育機関への進学機会の確保につながるものと考えています。

また、機関保証料については、この度の新たな

所得連動返還型奨学金制度の導入に合わせて、加入者数が増加することを前提に、二十五年後まで安定的に運用するためのシミュレーションを行った上で、無利子奨学金の機関保証率を〇・六九三から〇・五八九へと約一五％引き下げることいたしました。今後についても、機関保証制度の安定的運用を図りつつ、運用状況を見ながら適切な保証料となるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、減額返還制度の拡充についてお尋ねがありました。

既に返還を開始している方に対する負担軽減策については、有識者会議において検討を行い、当面、減額返還制度を拡充することが望ましいとされています。具体的には、返還月額を二分の一から例えば三分の一に減額し、より長い期間を掛けて返還できる制度へ拡充するよう検討を進めています。この拡充により、経済的に困難な状況にある返還者の負担が更に軽減されることになると考えています。

次に、労働教育と相談体制についてお尋ねがありました。

高校や大学においては、教員、学生支援担当課、学生相談窓口等がアルバイトに関する相談に対応しています。また、各都道府県労働局では、若者相談コーナーでの対応や大学等への出張相談を実施しているところです。また、生徒、学生が労働法に関する知識や実際のトラブル事例を知ることが非常に重要であり、各学校において、働くときのルールを取り上げたハンドブックの活用や都道府県労働局からの講師派遣によるセミナーの開催、高校においては、学習指導要領に基づく公民科における労働問題についての指導、大学においては、日本学生支援機構と厚生労働省が連携した学生支援担当教職員を対象としたセミナーの活用といった取組が行われています。

文部科学省としては、今後とも厚生労働省と連携し、高校や大学におけるアルバイトをめぐる問

題や労働関係法規に関する理解促進に取り組んでまいりたいと考えています。

最後に、制度の周知についてお尋ねがありました。

給付型奨学金を含め、奨学金事業について生徒や保護者、教員等につかりと周知を図ることは大変重要なことと認識しております。

このため、平成二十九年予算においては、資金計画を含めた奨学金の利用について生徒や教員等の理解を促進するために、スカラーシップアドバイザーの派遣に係る経費などを計上しております。また、大学進学を含む進路については、早い時期から考えておくことが重要であり、この際、奨学金を含む教育費の支援策を理解しておくことはとても大切なことと考えます。具体的には、説明会やセミナーの開催、新制度に係るチラシの配布など、奨学金事業全体の周知、広報をしつかりと進めてまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 吉良よし子君。

〔吉良よし子君登壇、拍手〕

○吉良よし子君 私は、日本共産党を代表して、独立行政法人日本学生支援機構法改正案、いわゆる給付型奨学金法案について質問します。

やりたいことがあつて学んでいるのに、卒業後も返済のことが心配で、何のために大学で学んでいるのか分からなくなりそう。奨学金が将来の足かせになり、夢を絶たれてしまいます。これは、昨年十一月、本物の奨学金を求める国会前緊急アクションでスピーチした、奨学金を借りながら都内の大学に通っている女子学生の言葉です。彼女は、毎月九万五千円の有利子奨学金を借りていて、総額で四百五十六万円、利子も入れば二十年間で五百七十万円もの返済をしなければならぬそうです。

まさに奨学金という名の借金若者の将来の足かせとなっている今の日本で、今回ようやく給付型奨学金が創設されることになりました。しか

し、本法案は国民の期待に応えるものになっているでしょうか。

まず、支給対象の問題です。

今や、全体の五三〇、二人に一人の学生が奨学金を借りているのに、新たな給付の対象者は一学年二万人、全体の二・五％です。文科大臣、余りに少な過ぎると思いませんか。

本法案で、給付型奨学金の支給対象は、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと限定されています。総理は施政方針演説で、誰もが希望すれば進学できる環境を整えなければなりませんと述べました。この立場に立つならば、特に優れた者や極めて困難などのような線引きはやるべきではありませんか。

また、高校での推薦を決める際のガイドラインでは、学力、資質の目安として、高い学習成績又は教科以外の学校活動などで大変優れた成果等を収めることなどを要件とするとしています。しかし、誰もが進学できるための支援というのであれば、こうした成績要件もなくすべきではありませんか。不要な線引きをなくし、一刻も早く給付対象を広げるように求めます。

次に、本法案で、学生等の学業が著しく不良となつた等の場合には学資支給金を返還させることができる点について伺います。

この学生等の学業が著しく不良となるというのは、標準的な修業期間での卒業が困難となることと確定した場合や、当該年度における修得単位が著しく少ない場合と衆議院での答弁がありました。しかし、今、奨学金だけで高い授業料は賄えませんが、生活費のためにアルバイトをせざるを得ない学生も多くいます。そのアルバイトが無理なシフトを強いるようなブラックバイトで、授業や試験に出られずに留年となつてしまう学生だつて少なくありません。そういう学生への奨学金の支給を止め、さらに、今までもらつたものを返せと、借金というペナルティーを背負わせるなんて余りにひどい。これでは給付とは言えませ

ん。返還できる規定はなくすべきではありませんか。

以上、文科大臣、お答えください。

給付型奨学金の創設のための財源も問題です。政府は、大学院生の奨学金返還免除制度の見直しや無利子奨学金の減額など、これまでの教育予算の枠内での組替えによつて財源を捻出しようとしています。政府を挙げて新しい制度をつくらうというときに、なぜ新たな予算を付けないのか。

給付型奨学金創設に合わせ、教育予算そのものを増やすべきではありませんか。とりわけGDP比〇・五六％という世界の中でも低過ぎる高等教育予算を抜本的に増額すべきです。財務大臣、お答えください。

私たち日本共産党は、国民の望む本物の奨学金の実現を強く政府に求めます。本物の奨学金を実現するためには、今ある制度の見直しも必要です。何より問題なのは、奨学金地獄とも言われる返済苦の問題です。今、奨学金を返したくても返せない若者が増えています。二人に一人が非正規雇用、正社員でも長時間労働、低賃金のブラック企業で働くならば、奨学金を返そうと思つても返せません。

日本学生支援機構の調査でも、奨学金延滞者のうち八〇・二％が年収三百万円未満といひます。たとえ返せていても、半数前後が返済が苦しいと答えています。それなのに、他の金融ローンと同じかそれ以上の厳しい取立てがされている奨学金。これが、ブラック企業を辞めたくても辞められない、又は結婚も子育ても諦める理由の一つになつています。奨学金という名の借金がここまで若者の人生を追い詰めている事実を文科大臣は認めますか。奨学金返済に苦しむ一人一人の生活実態に寄り添った柔軟な救済制度へと見直すべきではありませんか。

現行制度では、一旦奨学金の回収が滞ると延滞金が課されます。これは返済促進のためのシステムだといひますが、圧倒的多数の返したくても返

せない滞納者にとつては、延滞金は返済を促すどころかペナルティーという意味にしかありません。生活苦で奨学金も返せないほど困窮している人間に更なるペナルティーを科するような延滞金、すぐにでも廃止すべきではありませんか。

文科大臣は衆議院本会議で、経済的理由等による返還が困難な方に対しては返還期限猶予制度や減額返還制度を適用することにより対応していると答弁されました。しかし、これらの制度は、返済に困っている人々を救済するには不十分内容です。

例えば返還猶予制度、これは利用期間が十年と限られています。十年後、確実に返済可能な収入を得られる保証はどこにあるのでしょうか。十年を超えるとどんな年収でも返済が必要というのでは、救済にはなりません。この利用期間制限を撤廃し、本人が返せる状況になるまで猶予する制度にすべきではありませんか。

また、制度を利用したくても、機構側が様々な条件を付けてその利用を実質的に認めない事態が横行していることは問題です。機構側は、返済をするかしないかはあくまでも自分たちの裁量と言ひますが、借り手のための救済制度を貸し手側である機構の裁量としていては、本当の救済にはつながらません。返済猶予を求める全ての人の制度利用を認めるべきではありませんか。

日本国憲法第二十六条は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と、教育の機会均等をうたつています。その立場に立つならば、これまでの日本の高学費、低給付の高等教育の在り方そのものを転換することが必要です。だからこそ、奨学金は一刻も早く全て給付に、少なくとも有利子奨学金はもう廃止すべきではありませんか。何よりも高過ぎる学費を下げて無償を目指す、そのために国立大の運営費交付金、そして私立大への私学助成、それぞれ増やすべきではないでしょうか。

以上、文科大臣、お答えください。

最後に、今、教育の無償化のために憲法改正が必要との議論もありますが、とんでもありません。二〇一二年、現行憲法の下で高等教育の漸進的無償化を求める国際人権規約の留保を撤回したことを考えれば、必要なのは憲法を変えることではないかもしれません。憲法の理想を一向に実現しようとする政治の姿勢を変えることこそ、今必要なのではないでしょうか。

高い学費や奨学金ローンが若者の将来の足かせとなるような社会を変え、憲法の掲げる教育の機会均等を一刻も早く実現するために、日本共産党は全力を挙げる決意を申し上げて、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣松野博一君登壇、拍手)

○国務大臣(松野博一君 吉良議員から十二の質問がありました。

初めに、給付型奨学金の対象者の規模についてお尋ねがありました。

給付型奨学金の対象者については、住民税非課税世帯の大学等進学者は六万人程度を想定しておりますが、そのうち給付型奨学金を支給するにふさわしい学生を対象とするという観点から、無利子奨学金よりも高い学力・資質基準を課すこととし、二万人を対象としております。

次に、給付型奨学金の対象についてのお尋ねがありました。

今回の給付型奨学金制度においては、教育的な観点や働く者の理解を得るといった観点から、一定の学力・資質要件を考慮するとともに、より経済的に厳しい世帯の進学を後押しする観点から家計基準を設定しております。

平成二十九年予算においては、給付型奨学金の創設に加えて、授業料減免の一層の充実や、無利子奨学金について、低所得者世帯の子供に係る成績基準を実質的に撤廃するとともに残存適格者を解消することとしております。また、卒業後の所得に応じて返還月額が変わる所得連動返還型奨

学金制度を導入することとしております。これら一連の施策を一体的に進めることにより、給付型奨学金を受給しない者も含め、確実に子供の進学を後押しすることが可能になると考えております。

次に、成績要件についてお尋ねがありました。

給付型奨学金制度は、教育的な観点及び働く者の理解を得るといった観点から、学生の努力を促す制度とすることが重要です。また、貸与型の奨学金以上に説明責任が求められるものであることから、一定の学力、資質を考慮の上、給付型奨学生を選考することが適当と考えます。

次に、学業不良の場合の返還についてのお尋ねがありました。

給付型奨学金は、貸与型奨学金以上に説明責任が問われるものであることから、学業に励まず学業成績が著しく不良となった者については返還を求めることができることとしております。なお、学業成績が著しく不良となった場合にも、それに至った事情は様々であると考えられることから、返還を求めるかどうかの判断に当たっては、当該事情も十分に踏まえた上で、必要に応じて返還を求めるような運用が行われることが重要であると考えています。

次に、奨学金の返済苦のお尋ねがありました。奨学金事業は、意欲と能力のある学生が経済的理由により進学を断念することなく高等教育を受けられる環境を整備するために重要な役割を果たす施策であると認識しております。

我が国の奨学金制度は、返還金を次の奨学金の原資として活用することにより、限られた財源の中で奨学金を希望する学生を幅広く支援しており、貸与を受けた奨学金については返還していたことが基本であると考えています。一方、様々な事情により奨学金の返還に困難を抱えている方がいることは認識しており、日本学生支援機構においては、そうした方々に対する救済制度を設け、制度の利用について周知を図っていること

ろです。

次に、返済に苦しむ者の救済制度についてのお尋ねがありました。

様々な事情により、卒業後厳しい経済状況に置かれ、奨学金の返還が困難な方に対しては、従来から返還期限猶予制度や減額返還制度により対応しています。

返還期限猶予制度は、卒業後の本人の年収が三百万円以下の場合、申請により返還を猶予しております。平成二十六年年度には猶予の年数制限を従来の五年から十年に延長する制度の改正を行ったところであります。また、このうち、奨学金申請時に家計支持者の年収が三百万円以下の学生に対しては、無期限に猶予を可能としているところです。さらに、既に返還を開始している方について、減額返還制度を拡充することにより負担軽減を図ることとし、返還月額を二分の一から例えば三分の一に減額することを検討しております。

奨学金の返還については、まずは、平成二十六年年度に猶予制限年数を十年にしたことの効果や来年度から導入する所得連動返還型奨学金制度の効果、さらには減額返還制度を拡充することの効果などを十分に把握、検証してまいりたいと考えています。

次に、延滞金の廃止についてのお尋ねがありました。次に、延滞金の廃止については、期日どおりに返還するよう促すこと、また期日どおりに返還している者との公平性から課しているものであり、廃止は困難です。なお、経済的に困難な返還者の負担を軽減するため、平成二十六年四月以降、延滞金の賦課率を一〇％から五％へ引き下げたところです。

奨学金の返還に際しては、長期にわたって延滞に陥らないことが重要であり、延滞初期段階での返還促進や返還困難時の救済措置の案内により、延滞の防止、解消に努めてまいりたいと考えています。

次に、返還猶予制度の見直しについてのお尋ね

がありました。

返還猶予制度については、平成二十六年年度に猶予制限年数を十年にしたことの効果等を十分に把握、検証してまいります。

次に、返還期限猶予制度の利用についてお尋ねがありました。

返還期限猶予制度は、返還者の状況に応じて日本学生支援機構において要件を定め、適切に運用しているものと承知しています。

次に、有利子奨学金の廃止についてお尋ねがありました。

有利子奨学金は、在学中は利息が掛からず、また利率も、この三月に貸与が終了する方は、固定金利の場合、年利〇・三三％、五年ごとの変動金利の場合、年利〇・〇一％と極めて低利となっております。

有利子奨学金においては、平成十一年度の自公合意に基づき大幅に拡充を図ったことにより、それまで奨学金の貸与を受けられなかった学生への貸与が可能となりました。これにより、経済的な理由で進学を断念せざるを得なかった学生等の進学を後押しすることができ、進学率の向上に大きく寄与してきたものと認識をしており、引き続き必要な制度と考えております。

次に、学費の値下げ、国立大学の運営費交付金の増額についてのお尋ねがありました。意欲と能力のある学生が家庭の経済状況にかかわらず大学教育を受けられるようにすることは重要なことと考えています。

国立大学の授業料については、最近の十一年間は値上げを行っており、来年度も授業料標準額の引上げを行わないこととしています。また、平成二十九年予算では、国立大学の授業料減免について、対前年度十三億四千万円の三百三十三億円を計上し、免除対象人数を対前年度二千人増の六・一万人に増員するなど、教育費負担の軽減に努めています。

御指摘の国立大学授業料の引下げについては、

国立大学の運営に当たって必要な財源の確保や受益者負担の在り方などから、慎重な検討が必要と考へております。一方、教育費負担の軽減を図るため、今後とも、授業料減免を含めた国立大学法人運営費交付金等の確保に努めてまいります。

最後に、学費の値下げ、私学助成の増額についてのお尋ねがありました。

私立大学の授業料は、設置者である学校法人において、各大学の建学の精神に基づく教育研究を実現する観点から設定されており、国として私立大学の授業料を引き下げることについては、私学の自律性や必要となる財源の確保の問題など、慎重な検討が必要と考へています。

一方で、意欲と能力のある学生が家庭の経済状況にかかわらず大学教育を受けられるようにすることは重要であり、文部科学省としては、今後とも私立大学に通う学生が経済的な理由で修学を断念することがないよう、授業料減免の充実を含めた私学助成の確保に努めてまいります。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 吉良議員から、給付型奨学金の財源と高等教育予算の拡充について二問お尋ねがあつております。

まず、給付型奨学金の財源についてのお尋ねであります。

厳しい財政状況を踏まえれば、恒久的な制度創設に当たりましては、安易に予算を増額するのではなく、予算の重点化、効率化などにより安定した財源を確保することが基本であると考えております。

一方、給付型奨学金の財源につきましては、御指摘の奨学金制度の見直しだけでなく、文部省と厚生労働省の事業の重複排除や事業の効率化といった既定経費の見直しも行うこととしたしております。したがって、教育予算の枠内での組替えによって財源を捻出しようとしているという御指摘は当たっておりません。

もう一問、高等教育予算の拡充についてのお尋

ねもありました。

高等教育予算の規模につきましては、国際的に低水準であるとの指摘があることは承知をいたしております。しかし、初等中等教育まで含めた在学者一人当たりの財政支出はOECD諸国の平均を上回っており、また国民負担率はOECD諸国の中では最も低いレベルにあることを考えますと、数値を単純に比較できるものではないと考えております。

その上で、高等教育に対する国からの財源支援については、平成二十九年予算においても、国立大学運営費交付金等の充実、無利子奨学金の拡充、返還不要の給付型奨学金の創設、国立、私立大学授業料減免の拡充など公的支援を増やしているところであります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 高木かおり君。

(高木かおり君登壇、拍手)

○高木かおり君 日本維新の会の高木かおりです。

我が党を代表して、ただいま議題となりました改正案につきまして質問いたします。

日本は、OECD加盟国中、GDPに占める教育機関への公的支出が三十三か国中三十二位という状況です。言い換えれば、教育に対する家庭負担の割合が突出して重い国となっております。

文部科学白書によると、一人の子供を大学まで進学させるために必要な教育費は、公立の場合は約一千万円、私立の場合は約二千三百万円にも上ります。大学の進学率は、アメリカは七一%、韓国は六八%、それに対して日本は平均以下の五二%になっており、これは教育費が家計に与える負担が重過ぎた結果と指摘されています。

教育は未来への先行投資であり、我が国が持続的に成長、発展していくためには、教育投資の充実を図っていくことが何より重要です。我が党は、先日、教育無償化法案を再び提出いたしました。幼児教育、高校、大学等の教育についても、

経済状況にかかわらず授業料の負担をなくし、誰もが希望する質の高い教育を受けられる仕組みづくりを目指しております。

政府においては、平成二十五年に閣議決定された第二期教育振興基本計画においては、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とするところありますが、既に四年が経過しております。具体的にどのような行進を進められているのでしょうか。文部科学大臣の御所見をお聞かせください。

次に、給付型奨学金制度についてお尋ねします。

現在の奨学金制度は、さきに述べたとおり、大学の授業料が高額であるにもかかわらず、国の制度としては卒業後に返済する有利子又は無利子の貸与型奨学金しか用意されていなかったことから、卒業時から相当な額の返済負担が生じていることが大きな社会問題となっております。近年は、家計の状況悪化等によって奨学金返済が困難になるケースもあり、平成二十七年末時点の延滞額は約八百八十億円にも上っております。

今回法案提出されている給付型奨学金については、所得連動型の返還とされており、将来の奨学金の返還について極力不安を取り除き、意欲と能力を有する者の高等教育機関への進学機会の確保につながる点や、社会人になった人が所得に連動して返還月額が決定されることとなっており、所得が低い状況でも無理なく返還することができるといふ点については、一定評価をいたします。

しかしながら、これまで、OECD加盟国中、給付型奨学金を導入していないのは日本とアイスランドのみで、そのアイスランドも国立大学の授業料は無料、国公立大学の授業料が高めに設定されている日本とは事情が全く異なります。財政状況の厳しさは世界的に共通しており、日本だけが例外ではありません。他国においても高等教育の有償化、高授業料化という傾向はありますが、負担増の際には貸与や制や給付制奨学金等の導入や拡

充が図られています。

今回の給付型奨学金のみならず、無利子奨学金を拡充することなど、複合的に負担軽減を図ることが求められていると考えますが、今後の具体的な方向性について、文部科学大臣の御所見をお尋ねいたします。

日本では百万人以上が日本学生支援機構の奨学金を受給している現状があるにもかかわらず、この給付型奨学金制度では、一学年の対象者は僅か二万人、月額も二万円から四万円となつております。給付対象についても極めて狭く設定されており、家計基準は住民税非課税世帯、学力・資質基準は十分に満足できる高い学習成績等の結果が要求されています。貧困世帯の子供たちは本人の努力とは関係のない理由で結果を出せないことも多いため、今後、給付型奨学金が真に進学困難な家庭に有効に機能するためには要件緩和等が必要となると考えます。

文部科学大臣は、衆議院本会議において、教育費の家計負担の軽減策全体の中で、総合的な観点から優先順位を付けながら検討することが必要とおっしゃっておりますが、総合的な観点とは何か、検討はどの程度のスケジュール感を持つてされるのか、具体的にお答えください。

給付型奨学金の対象が限定的となつた背景には厳しい財政事情があることは理解しますが、新制度の給付規模は、本格実施初年度の平成三十一年でも七十億円強、四学年が出そろう平成三十三年度からは毎年二百二十億円程度となると試算されております。今回の奨学金については年間給付額が四十万円弱となりますが、他国の状況を見ますと、大抵五十万円台から六十万円台となつており、更なる充実が求められていると考えます。

我が党の試算では、大学の授業料無償化に必要な額は約二兆六千億円、教育の全課程無償化に必要な額は約四兆二千億円です。これほどの額の財源確保には説得力のある政策効果を示す必要があります。衆議院文部科学委員会に参考人であらう

しゃってくださった京都大学の柴田准教授は、大学の学費軽減は出生率の上昇と労働生産性の上昇の二つをもたらす可能性があると示唆されておられます。教育投資のマクロ効果を積極的に検証する必要がありますと思いますが、文部科学大臣の御見解をお伺いいたします。

教育投資に効果があるとしても、その財源をどこに求めるかは大きな問題です。教育再生実行会議第八次提言では、まず、既存の施策の見直し、優先順位付けによる予算の質の向上、重点化、民間資金の効果的な活用に取り組んだ上で、十分な財源を確保できない場合には税制の見直しを検討するといったことが掲げられています。

我が党は教育費無償化の財源として公務員の定数削減と給与削減を提案しておりますが、衆議院の議論の中では、相続税の課税ベースを拡大し目的税化する、また配偶者控除の所得制限といった御提案もありました。また、今回の法案では、日本学生支援機構が寄附を募り、基金として運用することとしています。

高等教育機関に対する公財政支出の在り方を考えた場合、安定した財源を確保することが肝要です。この点につきまして、財務省においては未来への投資とも言える教育投資についてどのようにお考えになつていらっしゃるのか、財務大臣の御見解をお伺いいたします。

最後に、より中長期的な視点での改革についてお伺いいたします。

今国会では、与野党を問わずに、教育無償化をすべきとの方向性を打ち出しておられます。政府・与党においては、幼児教育の段階的無償化の方針を既に決定していますが、一歩進めて、幼児教育から高等教育に至るまでの全課程での教育無償化に向けて、制度上、予算措置上の検討を始めべきではないでしょうか。文部科学大臣の御認識をお伺いいたします。

我が党は、教育無償化を憲法改正で実現しようと考えております。教育無償化こそ、今、国民が

最も身近に、切実に、その必要性を感じていると考えるからです。我が党が目指すのは、世論を真つ二つに割るような憲法改正ではなく、ほとんどの国民が賛成できるような、言わば国民を一つにするための憲法改正です。このことを国民の皆様へ申し上げて、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣松野博一君登壇、拍手)

○国務大臣(松野博一君) 高木議員から五つの質問がありました。

最初に、教育投資についてお尋ねがありました。

私も、教育は極めて重要であり、未来への先行投資であると考えております。

教育投資の充実、教育財源の確保等については、現在、中央教育審議会において、第三期教育振興基本計画の策定に向けた御審議の中で御議論をいただいております。現行計画の進捗状況の点検も行いつつ、本年一月には基本的な考え方が取りまとめられたところであります。

その中で、教育投資の充実に向けては、広く国民の間で、教育投資は未来への先行投資であることについて理解の醸成を図っていくことが不可欠であり、いわゆるエビデンスベースでの教育政策を進め、国民、社会の理解が得られる教育投資の充実、教育財源の確保を図っていくことが必要とされております。

第三期教育振興基本計画については、来年度中の策定に向け、引き続き審議が進められていきますが、文部科学省としては、こうした議論を踏まえながら、今後とも、必要な財源を確保しつつ、教育投資の充実にしっかりと取り組んでまいります。

次に、教育費負担軽減の今後の方向性についてお尋ねがありました。

文部科学省では、これまで、貸与型の奨学金の拡充により大学等進学者の経済的負担の軽減に努めてきましたが、今般、我が国として初めて給付

型奨学金を創設することとしました。

あわせて、貸与型奨学金についても抜本的拡充を図ることとし、無利子奨学金は、住民税非課税世帯の子供たちに係る成績基準を実質的に撤廃するとともに、基準を満たしながら予算上の制約により貸与を受けられなかった残存適格者を解消し、必要とする全ての学生が奨学金を受けられるようにしてまいります。また、返還負担を大幅に軽減する所得連動返還型奨学金制度も来年度から導入することとしております。

給付型奨学金と貸与型奨学金を複合的に利用いただくことで大きな進学の後押しになると考えており、また授業料減免も併せて、教育費の負担軽減に努めてまいります。

次に、給付型奨学金の要件緩和についてお尋ねがありました。

今回の給付型奨学金制度においては、無利子奨学金の基準に照らし、より経済的に厳しい世帯を対象とする観点から、現在の小中高等学校で行われている給付型支援制度で基準として広く用いられている住民税非課税世帯を対象とすることとしたものです。また、貸与型の奨学金以上に説明責任が求められるものであることから、給付型奨学金を支給するにふさわしい学生を対象とするという観点から、無利子奨学金よりも高い学力・資質基準を課すこととし、一学年二万人を対象としております。

給付型奨学金については、まずは制度を当面安定的に運用し、定着を図ることで進学の後押し効果を十分に発揮することが重要であり、制度の見直しについては、本格実施時に進学した生徒が卒業する、法律の施行後五年を念頭に検討したいと考えております。

なお、先日の衆議院本会議において申し上げたとおり、授業料の無償化については、教育費の家計負担の軽減策全体の中で、総合的な観点から優先順位を付けながら検討することが必要であると考えております。

次に、高等教育への投資効果についてのお尋ねであります。高等教育への公財政支出は、教育の質の向上、教育の機会均等などに資するだけでなく、高い能力を持った人材の育成等を通じ、将来の経済成長にもつながり得るなど、様々な効果をもたらすものと考えております。今後とも、高等教育への投資効果などに関する実証的なデータ等の把握に努めるとともに、その成果を活用し、高等教育政策の充実を図ってまいります。

最後に、教育無償化についてお尋ねがありました。

誰もが、家庭の経済事情に左右されることなく、希望する質の高い教育を受けられることは、大変重要です。

このため、幼児期から高等教育段階までの切れ目のない形で教育費負担軽減として、平成十九年度予算では、特に、幼児教育無償化に向けた取組の段階的推進、高校生等奨学金給付金の充実、大学等における授業料減免等、給付型奨学金の創設を含めた大学等奨学金事業の充実等に必要経費を盛り込んでいます。今後とも、必要な財源を確保しつつ、教育費負担軽減に向けた取組をしっかりと進めてまいります。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 高木議員から、財政的見地からの教育投資の在り方について一問お尋ねがあつております。

教育が将来への投資として重要であることは御指摘のとおりであります。他方で、日本の国民負担率はOECD諸国の中で最も低いレベルにあることや、在学者一人当たりの財政支出はOECD諸国の平均を超えております。国際的に見ても遜色はないと存じます。したがって、更なる財政支援の拡充に当たります。安定した財源を確保することが基本と考えております。

このため、高等教育に対する国からの財政支援について、平成十九年度予算におきましても、無利子奨学金の拡充、給付型奨学金制度の創設、

国立、私立大学授業料減免の拡充といった取組を、しっかりと財源を確保しつつ、進めることといたしております。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十一分散会

出席者は左のとおり。

議長 伊達 忠一君
副議長 郡司 彰君

議員
高木かおり君 杉 久武君
矢倉 克夫君 井原 巧君
片山 大介君 三浦 信祐君
里見 隆治君 小川 克己君
石井 苗子君 伊藤 孝江君
高瀬 弘美君 熊野 正士君
今井絵理子君 藤巻 健史君
清水 貴之君 宮崎 勝君
佐々木さやか君 河野 義博君
平木 大作君 大沼みづほ君
浅田 均君 儀間 光男君
秋野 公造君 竹谷とし子君
若松 謙維君 新妻 秀規君
石井 正弘君 中西 健治君
東 徹君 石井 章君
山本 博司君 長沢 広明君
石川 博崇君 横山 信一君
末松 信介君 野上浩太郎君
片山虎之助君 室井 邦彦君
渡辺 喜美君 浜田 昌良君
山本 香苗君 谷合 正明君
西田 実仁君 山口那津男君
魚住裕一郎君 丸川 珠代君
大野 泰正君 島田 三郎君
滝沢 求君 豊田 俊郎君

馬場 成志君 小野田紀美君
こやり隆史君 佐藤 啓君
進藤金日子君 徳茂 雅之君
自見はなこ君 朝日健太郎君
青山 繁晴君 足立 敏之君
和田 政宗君 渡辺美知太郎君
石田 昌宏君 太田 房江君
北村 経夫君 古賀友一郎君
上月 良祐君 酒井 庸行君
島村 大君 高野光二郎君
塚田 一郎君 赤池 誠章君
江島 潔君 渡辺 猛之君
三原じゅん子君 藤川 政人君
長谷川 岳君 中西 祐介君
牧野たかお君 松村 祥史君
水落 敏栄君 礪崎 陽輔君
片山さつき君 有村 治子君
二之湯 智君 岡田 直樹君
山本 順三君 世耕 弘成君
鶴保 庸介君 衛藤 晟一君
平野 達男君 藤井 基之君
山谷えり子君 宮沢 洋一君
愛知 治郎君 関口 昌一君
吉田 博美君 三木 亨君
元榮太一郎君 山口 和之君
松川 るい君 藤木 眞也君
山田 宏君 井上 義行君
渡邊 美樹君 高橋 克法君
高橋 芳文君 中泉 松司君
二之湯武史君 高階恵美子君
宇都 隆史君 岩井 茂樹君

石井 浩郎君 青木 一彦君
松山 政司君 石井 準一君
西田 昌司君 野村 哲郎君
猪口 邦子君 松下 新平君
福岡 資麿君 石井みどり君
橋本 聖子君 中川 雅治君
岡田 広君 金子原二郎君
武見 敬三君 山本 一太君
林 芳正君 柳本 卓治君
木村 義雄君 溝手 顕正君
薬師寺みちよ君 行田 邦子君
木戸口英司君 山本 太郎君
青木 愛君 山本 太一郎君
松沢 成文君 又市 征治君
森 ゆうこ君 山下 雄平君
山田 修路君 杉尾 秀哉君
森屋 宏君 磯崎 哲史君
森本 真治君 舞立 昇治君
堀井 巖君 宮本 周司君
三宅 伸吾君 川合 孝典君
石橋 通宏君 大野 元裕君
森 まさこ君 丸山 和也君
川田 龍平君 風間 直樹君
佐藤 信秋君 古川 俊治君
足立 信也君 藤田 幸久君
山崎 正昭君 尾辻 秀久君
山東 昭子君 芝 博一君
伊藤 孝恵君 矢田わか子君
浜口 誠君 武田 良介君

真山 勇一君 小西 洋之君
舟山 康江君 岩渕 友君
徳永 エリ君 難波 奨二君
江崎 孝君 有田 芳生君
田名部匡代君 吉良よし子君
倉林 明子君 相原久美子君
大島九州男君 藤末 健三君
白 眞勲君 那谷屋正義君
紙 智子君 辰巳孝太郎君
大門実紀史君 吉川 沙織君
神本美恵子君 大塚 耕平君
増子 輝彦君 福山 哲郎君
田村 智子君 井上 哲士君
仁比 聡平君 榎葉賀津也君
小川 敏夫君 小川 勝也君
長浜 博行君 櫻井 充君
鉢呂 吉雄君 柳田 稔君
山下 芳生君 市田 忠義君
小池 晃君

国務大臣
財務大臣 麻生 太郎君
文部科学大臣 松野 博一君
内閣官房長官 菅 義偉君

副大臣
文部科学副大臣 義家 弘介君

議長報告事項
一昨二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財政金融委員
辞任 進藤金日子君 補欠 鶴保 庸介君
小池 晃君 倉林 明子君
渡辺 喜美君 高木かおり君

文教科学委員 辞任 高木かおり君 補欠 渡辺 喜美君	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 議院運営委員会 理事 仁比 聡平君 (仁比聡平君の補欠)	同日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。 平成二十九年年度一般会計予算 平成二十九年年度特別会計予算 平成二十九年年度政府関係機関予算	決算委員 辞任 足立 敏之君 補欠 そのだ修光君 小野田紀美君 藤井 基之君 新妻 秀規君 里見 隆治君 大門実紀史君 吉良よし子君 儀間 光男君 石井 苗子君
厚生労働委員 辞任 倉林 明子君 補欠 小池 晃君 片山 大介君 石井 苗子君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を財政金融委員会に付託した。 関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第一二二号)	同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の一部を改正する法律 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律	行政監視委員 辞任 里見 隆治君 補欠 新妻 秀規君 石井 章君 儀間 光男君
農林水産委員 辞任 鶴保 庸介君 補欠 進藤金日子君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 平成二十九年年度一般会計予算 平成二十九年年度特別会計予算 平成二十九年年度政府関係機関予算	地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律 地方交付税法等の一部を改正する法律 所得税法等の一部を改正する等の法律 昨二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 財政金融委員 辞任 倉林 明子君 補欠 小池 晃君 高木かおり君 渡辺 喜美君	議院運営委員 辞任 藤井 基之君 補欠 小野田紀美君 藤井 基之君 小野田紀美君 新妻 秀規君 儀間 光男君
環境委員 辞任 石井 苗子君 補欠 片山 大介君	同日次の質問主意書を内閣に転送した。 同日次の質問主意書を(川田龍平君提出)(第五七号) 「防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会報告書」に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第五八号) 福島原発事故被災者のデータの管理に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第五九号) 元号法第二項の解釈に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第六〇号) 日本学術会議の軍事的安全保障研究に関する声明(案)の意味に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第六一号)	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。 農業機械化促進法を廃止する等の法律案(閣法第二二二号)	同日議長は、次の衆議院提出案を災害対策特別委員会に付託した。 津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第六八号) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 日朝平壤宣言と日朝国交正常化に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第六二二号) 拉致問題の広報・啓発に関する再質問主意書(有田芳生君提出)(第六三三号) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員有田芳生君提出日本政府専用機に関する質問に対する答弁書(第五二二号)
予算委員 辞任 櫻井 充君 補欠 矢田わか子君 藤田 幸久君 風間 直樹君 平木 大作君 佐々木さやか君 仁比 聡平君 山下 芳生君 石井 章君 浅田 均君 森 ゆうこ君 山本 太郎君 薬師寺みちよ君 松沢 成文君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 平成二十九年年度一般会計予算 平成二十九年年度特別会計予算 平成二十九年年度政府関係機関予算	同日議長は、次の衆議院提出案を災害対策特別委員会に付託した。 津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第六八号) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 日朝平壤宣言と日朝国交正常化に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第六二二号) 拉致問題の広報・啓発に関する再質問主意書(有田芳生君提出)(第六三三号) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員有田芳生君提出日本政府専用機に関する質問に対する答弁書(第五二二号)	同日議長は、次の衆議院提出案を災害対策特別委員会に付託した。 津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第六八号) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 日朝平壤宣言と日朝国交正常化に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第六二二号) 拉致問題の広報・啓発に関する再質問主意書(有田芳生君提出)(第六三三号) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員有田芳生君提出日本政府専用機に関する質問に対する答弁書(第五二二号)
決算委員 辞任 藤井 基之君 補欠 小野田紀美君 藤井 基之君 小野田紀美君 新妻 秀規君 儀間 光男君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 平成二十九年年度一般会計予算 平成二十九年年度特別会計予算 平成二十九年年度政府関係機関予算	同日議長は、次の衆議院提出案を災害対策特別委員会に付託した。 津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第六八号) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 日朝平壤宣言と日朝国交正常化に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第六二二号) 拉致問題の広報・啓発に関する再質問主意書(有田芳生君提出)(第六三三号) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員有田芳生君提出日本政府専用機に関する質問に対する答弁書(第五二二号)	同日議長は、次の衆議院提出案を災害対策特別委員会に付託した。 津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第六八号) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 日朝平壤宣言と日朝国交正常化に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第六二二号) 拉致問題の広報・啓発に関する再質問主意書(有田芳生君提出)(第六三三号) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員有田芳生君提出日本政府専用機に関する質問に対する答弁書(第五二二号)
行政監視委員 辞任 山本 博司君 補欠 里見 隆治君 浅田 均君 石井 章君 福島みずほ君 森 ゆうこ君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 平成二十九年年度一般会計予算 平成二十九年年度特別会計予算 平成二十九年年度政府関係機関予算	同日議長は、次の衆議院提出案を災害対策特別委員会に付託した。 津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第六八号) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 日朝平壤宣言と日朝国交正常化に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第六二二号) 拉致問題の広報・啓発に関する再質問主意書(有田芳生君提出)(第六三三号) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員有田芳生君提出日本政府専用機に関する質問に対する答弁書(第五二二号)	同日議長は、次の衆議院提出案を災害対策特別委員会に付託した。 津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第六八号) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 日朝平壤宣言と日朝国交正常化に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第六二二号) 拉致問題の広報・啓発に関する再質問主意書(有田芳生君提出)(第六三三号) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員有田芳生君提出日本政府専用機に関する質問に対する答弁書(第五二二号)
議院運営委員 辞任 足立 敏之君 補欠 そのだ修光君 小野田紀美君 藤井 基之君 山下 芳生君 仁比 聡平君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 平成二十九年年度一般会計予算 平成二十九年年度特別会計予算 平成二十九年年度政府関係機関予算	同日議長は、次の衆議院提出案を災害対策特別委員会に付託した。 津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第六八号) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 日朝平壤宣言と日朝国交正常化に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第六二二号) 拉致問題の広報・啓発に関する再質問主意書(有田芳生君提出)(第六三三号) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員有田芳生君提出日本政府専用機に関する質問に対する答弁書(第五二二号)	同日議長は、次の衆議院提出案を災害対策特別委員会に付託した。 津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第六八号) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 日朝平壤宣言と日朝国交正常化に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第六二二号) 拉致問題の広報・啓発に関する再質問主意書(有田芳生君提出)(第六三三号) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員有田芳生君提出日本政府専用機に関する質問に対する答弁書(第五二二号)

平成二十九年三月二十九日 参議院会議録第十一号 質問主意書及び答弁書

参議院議員糸数慶子君提出原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言に関する再質問に対する答弁書(第五三三号)

参議院議員糸数慶子君提出在沖米軍機の夜間訓練飛行に関する質問に対する答弁書(第五四四号)
参議院議員糸数慶子君提出在沖米軍のつり下げ訓練に関する質問に対する答弁書(第五五五号)
参議院議員有田芳生君提出北朝鮮に対する経済制裁の効果に関する質問に対する答弁書(第五六号)

同日内閣から、独立行政法人通則法第六十条第二項の規定に基づく平成二十九年行政執行法人の常勤職員数に関する報告を受領した。
同日内閣を経由して国土交通大臣から、観光立国推進基本法第十条第五項において準用する同条第四項の規定に基づく観光立国推進基本計画の変更の報告を受領した。

日本政府専用機に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年三月十五日

参議院議長 伊達 忠一殿

有田 芳生

日本政府専用機に関する質問主意書

日本政府専用機の使用について質問します。

一 政府は、日本政府専用機に搭乗することができるときに、日本政府専用機に搭乗することのできる者に関する基準を定めていますか。定めている場合、その基準をお示しください。定めていない場合、今後、その基準を定める方針はありますか。認識をお示しください。

二 政府は、第二次安倍内閣発足から平成二十九年三月十五日までに日本政府専用機を何度使用しましたか。その都度の搭乗者の具体的な所属機関と人数についても併せてお示しください。

三 政府は、日本政府専用機に報道各社の同行記者以外の民間人が搭乗することはできると認識していますか。搭乗できるとしたらどのような場合でしょうか。報道各社の同行記者以外の民間人が搭乗したことがあるなら、それは、いつ、誰が、どんな目的で搭乗したのでしょうか。具体的に示してください。

四 政府は、日本政府専用機に報道各社の同行記者以外の民間人を搭乗させることの意義や効果について、どのように認識していますか。右質問する。

平成二十九年三月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員有田芳生君提出日本政府専用機に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出日本政府専用機に関する質問に対する答弁書

一、三及び四について

お尋ねの「基準」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府専用機による輸送については、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八十四条の四又は第九十条の五の規定に基づき実施しており、御指摘の「民間人」については、例えば、平成二十五年一月に発生したアルジェリア邦人に対するテロ事件では、救出された邦人等を輸送した。当該輸送は、日本国民の生命又は身体保護に必要のものであったと認識している。

二について

お尋ねの期間において、政府専用機は六十五回運航している。これらの運航における搭乗者の所属機関及び人数については、膨大な作業を要することから、網羅的に答えすることは困難であるが、内閣官房、外務省等の政府職員や

報道各社の同行記者等を政府専用機の約百五十席の座席の範囲内で搭乗させている。

原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年三月十六日

糸数 慶子

参議院議長 伊達 忠一殿

原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言に関する再質問主意書

二月三日の内閣が提出した「参議院議員糸数慶子君提出原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言に関する質問に対する答弁書」(内閣参質一九三第一三三号。以下「答弁書」という。)により、現政権においても原子力災害対策特別措置法第十五条第二項第二号の「原子力緊急事態の概要」は原子力緊急事態宣言が発せられた当時の表現が踏襲されたまま、同項第三号に定める居住者等に周知させるべき事項である避難指示区域だけが縮小されていることが明らかになった。

以下、答弁書の不明点および関連する事項を質問する。

一 答弁書の一については、「避難指示の解除等に併せて法第十五条第二項第一号の区域の見直しを行い」とあるが、「法第十五条第二項第一号の区域」と、原子力災害対策特別措置法第十五条第二項第三号の周知させるべき事項として公示される避難指示区域は同じものであるのかどうか、明らかにされたい。

二 答弁書の一については、「法第二条第五号の緊急事態緊急対策の適切な実施を確保するため」とあるが、「緊急事態緊急対策」とは具体的に何を指すのか。法令の制定や実施、資金の配分など、政府がこれまでに行つた「緊急事態緊急対策」を可能な限り列挙されたい。

三 原子力緊急事態宣言が発せられて以降、原子力緊急事態宣言における「原子力緊急事態の概要」は変更されていないのに「避難指示区域」は縮小されているが、このように、「原子力緊急事態の概要」と「避難指示区域」に連関がないのであれば、現政権にとつて原子力緊急事態宣言は何のためにあるものなのか。

四 現政権が、避難指示区域の縮小が可能であると判断した根拠を明らかにされたい。

五 「法第十五条第二項第一号の区域」が変更され、当該区域に該当しなくなったことを、当該区域に該当しなくなった区域の住民や、土地や建物の所有者に対して、公示以外にはどのような方法で、どのような法的根拠に基づき知らせているのか、明らかにされたい。

六 答弁書の一については、法第十五条第二項第一号の区域である「緊急事態緊急対策を実施すべき区域」には南相馬市の一部の区域、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町が含まれているが、これら区域に隣接する海域(以下「当該海域」という。)は「緊急事態緊急対策を実施すべき区域」に含まれているか。含まれているのであれば、これまでにどのような緊急事態緊急対策を取ったか、その対策が必要であると判断した根拠と、対策の実施主体とともに示されたい。

七 当該海域が「緊急事態緊急対策を実施すべき区域」に含まれていないのであれば、その理由を示されたい。

八 当該海域が「緊急事態緊急対策を実施すべき区域」に含まれていないのであれば、波打ち際等、潮の干満によつて水面から現れた水面下に沈んだりする部分については「緊急事態緊急対策を実施すべき区域」に含まれるのか、明らかにされたい。また、その部分が「緊急事態緊急対策を実施すべき区域」に含まれる又は含まれない理由を明らかにされたい。

九 原子力災害対策特別措置法第二十五条で、

「緊急事態応急対策」は「原子力緊急事態宣言があった時から(中略)原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害(中略)の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策と定義されている。当該海域が「緊急事態応急対策を実施すべき区域」に含まれていない場合、「緊急事態応急対策」に類する何らかの対策は行われたのか。何らかの対策が行われたとすれば、その対策を行った法的根拠は何か、明らかにされたい。

十 当該海域は、言うまでもなく、日本の主権が及ぶ領海である。安倍首相が幾度となく国内外で言及する「フリーズ」法の支配を受けるべき海域である。当該海域が「緊急事態応急対策を実施すべき区域」に現時点で含まれていない場合、今後、原子力災害対策特別措置法における「緊急事態応急対策を実施すべき区域」に含める方針があるかどうか、明確に示されたい。

平成二十九年三月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 伊達 忠一殿
参議院議員糸数慶子君提出原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言に関する再質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの「原子力災害対策特別措置法第十五条第二項第三号の周知させるべき事項として公示される避難指示区域」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

二 について

政府は、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)に基づく緊急事態応急対策として、これまでに、原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項、放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項、被災者の救済、救助その他保護に関する事項、施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項、犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項、緊急輸送の確保に関する事項、食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項等について実施している。

三 について
原子力緊急事態宣言は、緊急事態応急対策を適切に実施するために、内閣総理大臣が発出するものであり、政府としては、現在、避難の指示等緊急事態応急対策を継続しており、原子力緊急事態宣言を継続する必要があると考えている。

四 について

政府としては、「ステップ二」の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について(平成二十三年十二月二十六日原子力災害対策本部決定)に記載している避難指示区域の解除の要件を踏まえて避難指示を解除し、避難指示区域を縮小している。

五 について

御指摘の変更に係る公示については、首相官邸のホームページにおいて公表しているほか、経済産業省のホームページでも公表するなどの取組を通じて、周知を図っているところである。

六及び七について

南相馬市、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町の前面海域のうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径二十キロメートル圏内(以下「当該海域」という。)については、緊急事態応急対策として海域への立入りを禁止する必要性から、平成二十三年四月二十一日の公示において、緊急事態応急対策を実施すべき区域の中の警戒区域として設定されたが、その後、警戒区域の範囲の見直しにあわせて、順次、当該海域における警戒区域の設定が解除された際、緊急事態応急対策を実施すべき区域から除かれたため、現在、当該海域は緊急事態応急対策を実施すべき区域には含まれていない。

八 について

当該海域における御指摘の「潮の干満によつて水面から現れたり水面下に沈んだりする部分」については、緊急事態応急対策を実施すべき区域の中の警戒区域に含まれていたところ、当該警戒区域の設定が解除された際、緊急事態応急対策を実施すべき区域から除かれた。このため、現在、御指摘の「潮の干満によつて水面から現れたり水面下に沈んだりする部分」については、緊急事態応急対策を実施すべき区域には含まれていない。

九 について

御指摘の「緊急事態応急対策」に類する何らかの対策の意味するところが必ずしも明らかではないが、当該海域については、警戒区域の設定が解除される以前は、緊急事態応急対策として、避難指示等がなされていた。

十 について

当該海域は、現在、緊急事態応急対策を実施すべき区域には含まれておらず、現時点において、政府として当該海域を緊急事態応急対策を実施すべき区域に含める方針はない。

で、政府として当該海域を緊急事態応急対策を実施すべき区域に含める方針はない。

在沖米軍機の夜間訓練飛行に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年三月十七日

糸数 慶子

参議院議長 伊達 忠一殿

在沖米軍機の夜間訓練飛行に関する質問主意書

沖繩県内における米軍機の夜間訓練飛行に伴う離着陸等について、以下質問する。

一 在沖米軍のローレンス・ニコルソン四軍調整官は、三月八日、沖繩県内における米軍機の夜間訓練飛行に伴う離着陸は運用上やむを得ない旨及び夜間訓練飛行が制限されれば在日米軍は非常に危険な状態になる旨を記者会見で発言している。この発言に対する政府の見解を示されたい。

二 平成八年三月二十八日に日米合同委員会で承認された「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合同委員会合意」(以下「騒音防止協定」という。)には「2200006000の間の飛行及び地上での活動は、米国の運用上の必要のために必要と考えられるものに制限される」とあるが、「米国の運用上の必要のために必要であるか否かの判断は、「部隊司令官」に完全に委ねられていると考えてよいのか、あるいは他に判断する者がいるのか、また、政府としても同判断に関与することがあるのか、それぞれ事実関係を説明されたか。

三 騒音防止協定では、午後十時から午前六時までの夜間訓練飛行の制限に関連して、司令官の責任として「航空機の安全性及び運用上の所要と両立する範囲で、実現可能な限り航空機騒音を最小限にするよう、管理下にある航空機を運用する」とされている。政府はこの司令官の責任が十分に果たされていると考えるか、果たされていると考えるならばその根拠も含めて見解を示されたか。

四 沖縄県内の民間地上空における米軍機の訓練飛行は、騒音被害もさることながら、墜落事故への不安も県民にとって大きな負担となっている。昨年十二月に行われたオスプレイの民間地上空における夜間つり下げ訓練の米軍基地周辺住民のくらしへの影響及び同訓練の危険性について、政府の認識を示されたか。

五 今後、沖縄県内における米軍機の夜間訓練飛行を最小限に抑える方法として、政府としてどのような措置を行うことが効果的と考えるか、米軍基地周辺住民の負担軽減の観点も含め、政府の見解を明らかにされたい。さらに、米軍機の夜間訓練飛行の運用に対し、政府として騒音防止協定を米軍に遵守させるための措置が必要と考えるか、見解を示されたい。

六 米軍によって日本国民のくらしに悪影響や危険が及ぼされていることに對して、これまで政府が行ってきた改善策を明らかにするとともに、現状を改善するための今後の方針を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十九年三月二十八日

参議院議長 伊達 忠一殿
内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議員糸数慶子君提出在沖米軍機の夜間訓練飛行に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出在沖米軍機の夜間訓練飛行に関する質問に對する答弁書
一について
平成二十九年三月八日に行われた報道関係者との意見交換会におけるニコルソン在沖米軍四軍調整官の発言については承知しているが、個別の発言について、政府として見解を述べることは差し控えたい。いずれにせよ、航空機による騒音は、周辺住民にとり深刻な問題であり、飛行場周辺の騒音軽減は重要な課題の一つであることから、今後とも米軍に對し、航空機の運用に当たり、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう働きかけていく考えである。

二について
お尋ねについては、米軍において判断されるものであるが、当該判断が「部隊司令官」に完全に委ねられている「か」については、米軍の運用に関することであり、政府として承知していない。

なお、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和二十五年条約第七号)第二十五条一の規定に基づき設置された合同委員会(以下「日米合同委員会」という。)における平成八年三月二十八日の嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合意(以下「航空機騒音規制措置に関する合意」という。)により、「夜間訓練飛行は、在日米軍に与えられた任務を達成し、又は飛行要員の練度を維持するために必要な最小限に制限される。部隊司令官は、できる限り早く夜間の飛行を終了させるよう最大限の努力を払う」とされている。

また、米軍は全く自由に訓練等を行ってよいわけではなく、我が国の公共の安全に妥当な考慮を払って活動すべきものであることはいうまでもなく、政府としては、我が国における米軍

の活動について、周辺住民に与える影響等を踏まえつつ、必要な場合には、協議を行う等、適切に対応していく。

三について

お尋ねの「司令官の責任が十分に果たされている」との意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、累次の機会に、航空機騒音規制措置に関する合意を遵守し、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう米軍に申入れを行ってきた。米軍は、航空機による活動をするに当たっては、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和二十五年条約第六号)の目的の達成を図りつつ、周辺住民に對する騒音の影響をできるだけ軽減するよう最大限努力しているものと承知しており、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機の運用については、航空機騒音規制措置に関する合意に従って行われていると認識している。

四について

お尋ねについては、平成二十八年十二月にキャンプ・ハンセン付近の住宅地近傍の上空で垂直離着陸機MV二二オスプレイ(以下「MV二二」という。)がつり下げ飛行をしており、政府としては、周辺住民に不安を与える状況となっていたものと認識している。

また、政府としては、米軍が、航空機の運用に当たり、我が国の公共の安全に妥当な考慮を払うのは当然であると考えており、米軍に對し、住宅地上空の飛行を避けるなど、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう申し入れたところであり、引き続き、適切に対応してまいりたい。

五について

沖縄県内における米軍航空機の夜間飛行訓練については、日米合同委員会において、飛行時間の規制等を含む航空機騒音規制措置に関する

合意がなされており、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機の運用については、航空機騒音規制措置に関する合意に従って行われていると認識している。政府としては、引き続き、米軍に對し、航空機騒音規制措置に関する合意の遵守等を通じて、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう働きかけていく考えである。

また、これまでも、嘉手納飛行場に配備されている航空機の訓練移転や普天間飛行場に配備されているMV二二の沖縄県外における訓練等の実施に取り組んできたところであるが、平成二十八年九月一日には、沖縄の更なる負担軽減のため、普天間飛行場に配備されているMV二二等が参加する訓練を沖縄県外に移転することを日米合同委員会で合意したところである。今後とも、沖縄の負担軽減のため、政府としてできることは全て行うとの姿勢で取り組んでいく考えである。

六について

御指摘の「悪影響や危険」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、防衛施設周辺地域における生活環境等に係る障害の防止又は軽減等のため、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第一百一号)等に基づき住宅の防音工事の助成、民生安定施設の助成等を実施してきているところであり、今後とも、こうした施策を着実に実施してまいりたい。

また、政府としては、累次の機会に、米側に對し、米軍の運用に際しては、周辺住民への騒音面や安全面における影響に最大限の配慮を行うよう申し入れてきており、今後とも、あらゆる機会に、米側に對して申し入れてまいりたい。

在沖米軍のつり下げ訓練に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年三月十七日

参議院議長 伊達 忠一殿 糸数 慶子

在沖米軍のつり下げ訓練に関する質問主意書

一 沖縄県宜野座村城原区の民間地に近いキャンブ・ハンセン内着陸帯ファルコンにおいて本年三月八日に再開された在沖米軍の物資のつり下げ訓練中、UH-1ヘリがつり下げたタイヤが落下した事故について、三月九日付の沖縄タイムスは、米海兵隊がつり下げ訓練を「訓練場内の非居住地区だけで実施している」と説明する一方、タイヤの落下事故前後にはヘリ一機が民間地上空を飛行しているのを付近住民が目撃したと報じた。仮に、同住民が目撃したヘリがつり下げ訓練中のUH-1ヘリであり、同機が民間地上空を飛行していた場合、米海兵隊の説明は虚偽であることになるが、このつり下げ訓練におけるUH-1ヘリの飛行ルート及び同機の民間地上空の通過の有無について、政府の承知しているところを明らかにされたい。その上で、このつり下げ訓練の概要及び同訓練中のタイヤ落下事故の原因、結果、再発防止策等について、政府の承知しているところを明らかにされたい。

二 米軍が危険の伴う訓練を住宅地を含む民間地の上空で行い、その訓練による事故に住民が巻き込まれるといった事態は絶対に避けなければならないと考えるが、米軍の訓練に当たり住民の安全を確保する必要性について政府の見解を示されたい。つり下げ訓練に限らず、集落上空での米軍の訓練は、住民の生命や財産の安全を

無視した暴挙であり、政府として米軍に対し集落上空における訓練を中止するよう断固抗議すべきと考えるが、見解を示されたい。

三 米軍は昨年十二月にオスプレイの夜間つり下げ訓練を民間地上空で行い、地元の村や県から抗議を受けている。また、本年一月二十六日に私が提出した「垂直離着陸輸送機オスプレイに関する質問主意書」(第九十三回国会質問第一八号)に対する答弁書(内閣参質一九三第一八号)の八についてにおいて、政府は「米軍機の運用に当たっては、我が国の公共の安全に妥当な考慮を払ってその運用が行われるべきものであることはいうまでもなく、政府としては、米軍に対して累次にわたりその旨申し入れており、米軍もこの点には十分留意して、安全面の配慮を払うとともに、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう努めている」と承知している」と答弁している。このように再三にわたる抗議や、政府からの申し入れを受けながら、米軍が前記一の訓練を再開し、タイヤの落下事故まで起こしたことに付いて、政府としてどのように受け止めているか、見解を示されたい。加えて、前記答弁書に示された、米軍が「安全面の配慮を払うとともに、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう努めている」との見解を見直す必要があるが、政府の考えを述べられたい。なお、政府が同見解を見直さない場合、見直す必要がないと判断する根拠を具体的に説明されたい。

四 前記三のオスプレイ夜間つり下げ訓練に対し、政府は米軍にどのような内容の抗議や申し入れを行い、これに対して米軍からどのような内容の回答を得たのか詳細を明らかにされたい。また、その回答が最近の米軍の活動に具体的にどう反映されているのかについて、政府の承知しているところを示されたい。さらに、米軍に抗議や申し入れを行う以外に、政府として住民の生命や財産を守るための施策として検討

していることがあれば併せてお示し願いたい。右質問する。

平成二十九年三月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員糸数慶子君提出在沖米軍のつり下げ訓練に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出在沖米軍のつり下げ訓練に関する質問に対する答弁書

一 について
平成二十九年三月八日、米軍のUH-1がキャンブ・ハンセン内の着陸帯周辺においてタイヤをつり下げた状態で飛行した際、つり下げたタイヤ一個が分離し、落下したと承知している。

当該事故の発生を受けて、沖縄防衛局から米軍に対して、原因究明及び安全措置の徹底を申し入れたところであり、これに対し、米軍から、当該UH-1はタイヤをつり下げた状態で米軍施設・区域外を飛行しておらず、落下したタイヤは米軍施設・区域内で発見された旨及び安全は米軍にとって最優先事項である旨の回答を得ているが、原因については、米軍において調査中であると承知している。

二 について
政府としては、米軍が、訓練に当たり、我が国の公共の安全に妥当な考慮を払うのは当然であると考へており、米軍に対し、住宅地上空の飛行を避けるなど、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう申し入れてきたところであり、引き続き、適切に対応してまいりたい。

三 について
お尋ねの「前記一の訓練」については、政府としては、米軍は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十五年

条約第六号)の目的達成のため、その能力を維持するための訓練を行っているものと認識しているが、他方、米軍が、訓練に当たり、我が国の公共の安全に妥当な考慮を払うのは当然であると考へており、引き続き、安全面に最大限の配慮を求め、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう申し入れてまいりたい。

また、米軍から沖縄防衛局に対して、米軍施設・区域外においてはつり下げ訓練を実施しないことを引き続き確実にするために、訓練を実施する部隊に対し、改めてその周知を徹底した旨の連絡があったところであり、御指摘の「米軍が「安全面の配慮を払うとともに、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう努めている」との見解」を見直す必要はないと考へている。

四 について
御指摘の「オスプレイ夜間つり下げ訓練」については、沖縄防衛局から米軍に対して、住宅地上空の飛行を避けるなど、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう申し入れ、米軍から、日本側の懸念は理解しており、安全を確保する必要があると認識している旨の回答を受けている。

また、お尋ねの「その回答が最近の米軍の活動に具体的にどう反映されているのか」については、米軍は、平成二十八年十二月九日以降、民家に最も近接する着陸帯を使用してつり下げ訓練を行うことを一時中断するとともに、米軍施設・区域外においてはつり下げ訓練を実施しないことを引き続き確実にするために、訓練を実施する部隊に対し、改めてその周知を徹底していたものと承知している。

政府としては、引き続き、米軍に対して、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう申し入れてまいりたい。

北朝鮮に対する経済制裁の効果に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年三月十七日

参議院議長 伊達 忠一殿
有田 芳生

北朝鮮に対する経済制裁の効果に関する質問主意書

政府の北朝鮮に対する経済制裁の現状と効果に関する認識について質問します。

一 政府は、国連安保理決議に基づく北朝鮮に対する資産凍結措置の対象にどれだけの団体、個人を指定していますか。また、国際平和のための国際的努力への寄与を根拠とした国際協調による北朝鮮に対する資産凍結措置の対象にどれだけの団体、個人を指定していますか。それぞれ、年度別の件数、平成二十九年三月十七日現在での団体および個人の総計をお示しく下さい。

二 民進党の渡辺周衆議院議員が行った北朝鮮に対する資産凍結措置の実態に関する問い合わせに対し、財務省は、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」とする）に基づく平成二十九年二月現在の資産凍結額は四百四十九万六千九百七十七円相当としています。現在もこの金額に変わりはありませんか。また、政府は、この資産凍結措置においてどの団体や個人の資産を凍結しているのか、それぞれの具体的な金額とともにお示しく下さい。

三 政府は、前記二の外為法に基づく資産凍結措置の現状をどう認識していますか。「対話と圧力」の方針のもとで、この金額はあまりにも少ないと認識していますか。それともこれで十分な「圧力」になっていると認識しているのですか。また、前記一の団体および個人の資産のうち、現在外為法に基づく資産凍結措置の対象と

はしていない団体や個人の資産については、なぜ外為法に基づく凍結措置の対象とできないのか、その理由もお示しく下さい。

四 政府は、北朝鮮との間のすべての品目の輸出入禁止などの独自制裁を実施しています。政府の統計によれば、二〇一〇年以降、日本と北朝鮮との間では輸出も輸入も「〇億円」となっていますが、二〇〇七年から二〇〇九年までは、北朝鮮からの輸入は「〇億円」だったのに北朝鮮への輸出は行っていました。輸入は「〇億円」だったのに、輸出が行われていたのはどういう理由があったと認識していますか。

五 政府は、北朝鮮に対して輸出入禁止措置、資産凍結措置以外に、経済分野でどのような制裁を科していますか。経済制裁の効果を全体としてどのように評価しているかともにお示しく下さい。

右質問する。

平成二十九年三月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮に対する経済制裁の効果に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮に対する経済制裁の効果に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「年度別の件数」の趣旨が必ずしも明らかではないが、平成二十九年三月十七日現在、「国際連合安全保障理事会決議に基づく資金の移転防止措置の対象となる北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者」及び「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に

関与する者」として、四十七の団体及び四十の個人を指定し、また、「国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者」として、十七の団体及び二十五の個人を指定している。

二について
前段のお尋ねについては、平成二十九年三月十七日現在、御指摘の金額に変わりはない。

後段のお尋ねについては、コリア・インターナショナル・ケミカル・ジョイント・ベンチャー・カンパニーについて八十三万四千四百七円相当、タンチョン・コマール・バンクについて十一万七千六百円相当及びコリア・デソン・ジェネラル・トレーディング・コーポレーションについて三百五十四万七千九百七十円相当である。

なお、外貨建てのものについては、平成二十九年二月における基準外国為替相場及び裁定外国為替相場により日本円に換算したものである。

三及び五について

お尋ねの「前記一の団体および個人」については、全て外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）に基づき、措置を講じているものである。また、お尋ねの「経済分野でどのような制裁」の意味するところが必ずしも明らかではないため、一概にお答えすることは困難であるが、例えば、平成十八年に全ての北朝鮮籍船の入港の禁止の措置をとったところである。

我が国の対北朝鮮措置の効果について、一概に申し上げることは困難であるが、我が国が実施してきている対北朝鮮措置は、北朝鮮の厳しい経済状況を併せて考えた場合、一定の効果を及ぼしていると考えている。

四について

御指摘の「北朝鮮との間のすべての品目の輸出入禁止」については、平成十八年十月十四日より北朝鮮からの全ての品目の輸入禁止の措置を、平成二十一年六月十八日より北朝鮮に向けた全ての品目の輸出禁止の措置をとったところである。

こうした我が国の対北朝鮮措置は、拉致、核、ミサイルといった諸懸案に対する北朝鮮の対応や、六者会合、国際連合安全保障理事会等における国際社会の動き等を踏まえ、総合的に判断してとってきたものである。

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局

電話
03 (3587) 4294

定価
本号一部 一八円
本体 一一〇円